

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

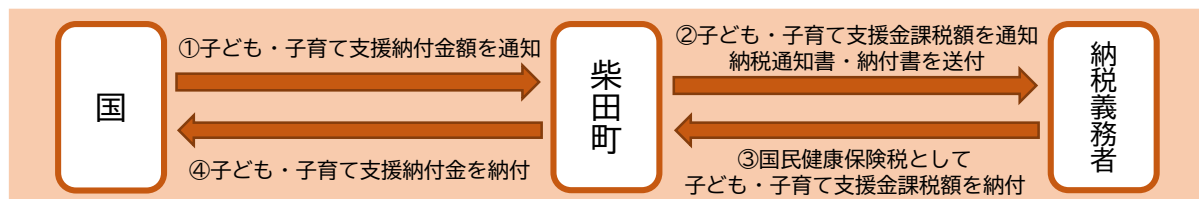
子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

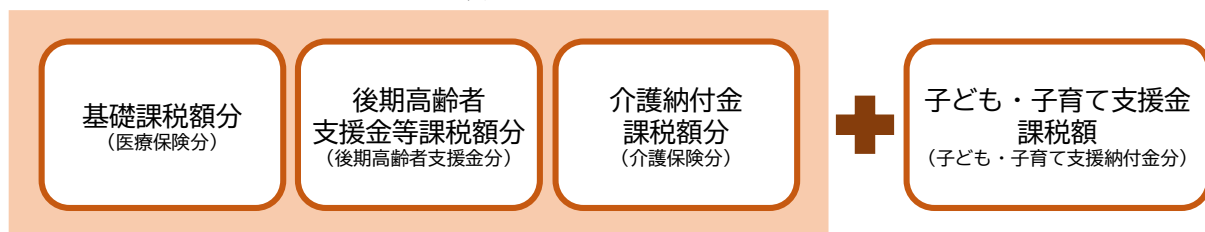
いつから？

開始時期

- ◆ 子ども・子育て支援金は**令和8年7月納付分**より、基礎課税額分・後期高齢者支援金等課税額分・介護納付金課税額分と合わせて課税されます。



- ◆ 納税通知書には新たに**第4の項目**として子ども・子育て支援金課税額が追加されます。



何に使う？

支援金の使途

- ◆ 支援金等を財源として、国が子ども未来戦略「**加速化プラン**」の取組を実施します。
- ◆ 加速化プランは、我が国の少子化対策を促進するために、児童手当の拡充をはじめとする様々な施策のことでです。

<加速化プランの施策> (一部)

- 児童手当の拡充・延長 ● 育休取得支援 ● 妊婦・乳児等への支援給付

- ◆ 支援金は、法定により加速化プランの施策のうち6つの事業に充てられます。国会の審議や法改正なしに使途を増やすことはできません。

いくら支払う？

支援金の負担感

- ◆ 支援金は加速化プランの実施に必要な財源の一部を確保するため、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に引き上がります。
- ◆ 令和10年度以降は、法改正なしに支援金額を引き上げることはできません。
- ◆ 納める支援金の額は、国から通知される子ども・子育て支援納付金の額に応じて、各年度の被保険者数・世帯数・全被保険者の総所得金額などから税率を算出して課税されます。

